

原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てについて

県が東京電力に対して行った損害賠償請求のうち、賠償金の支払いで合意に至っていない費用について、平成26年1月に原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原発ADR」という。）に和解仲介の申立てを行うこととし、平成25年12月議会に議案を提案し、議決を求めることとしました。

なお、11月15日（金）、平成24年度の牧草地再生対策事業に係る費用について、東京電力が岩手県に対し、県請求額通りの賠償金26億4千万円余を支払うことで合意しました。

1 和解仲介申立て額

原発ADRへの和解仲介を申し立てる額は2,101,957千円とする。

県がこれまで東京電力に対して損害賠償請求を行った6,625,146千円から、これまでに東京電力が支払った31,754千円及び支払いに合意した2,644,830千円（注1）並びに震災復興特別交付税相当額1,846,605千円（注2）を除いた額。

なお、平成26年1月の申立てまでに東京電力と一部支払に合意した場合は、その合意額を控除した額で申立てを行う。

（注1）支払済額；工業用水道事業 769千円、下水道事業 30,985千円（いずれも平成23年度事業）

支払合意額；平成24年度牧草地再生対策事業 2,644,830千円

（注2）東京電力への請求時点において震災復興特別交付税の額が確定していなかったこと等から請求額に含めていたが、原発ADRへ和解仲介を申し立てるにあたり、請求額から震災復興特別交付税相当額を一律に除外することとした。

2 12月議会への議案の提案

原発ADRへの和解仲介の申立ては、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決事件「あつせん」に該当すると考えられることから、平成25年12月議会に議案を提案し、議決を求めることとしたもの。なお議会の議決を経ることで、県が一体となって東京電力に完全賠償を求めていくという意思の表明にも資すると考えられるもの。

3 牧草地再生対策事業について

今回東京電力が支払に合意した費用は、平成24年度に国が示す暫定許容値100Bq/kgを超過し利用自粛となった牧草地を再生するための除染に要した費用。